



現在妊娠中で、つわりがひどく、業務内容について上司に相談したいのですが…



「母性健康管理指導事項連絡カード」を活用しましょう。

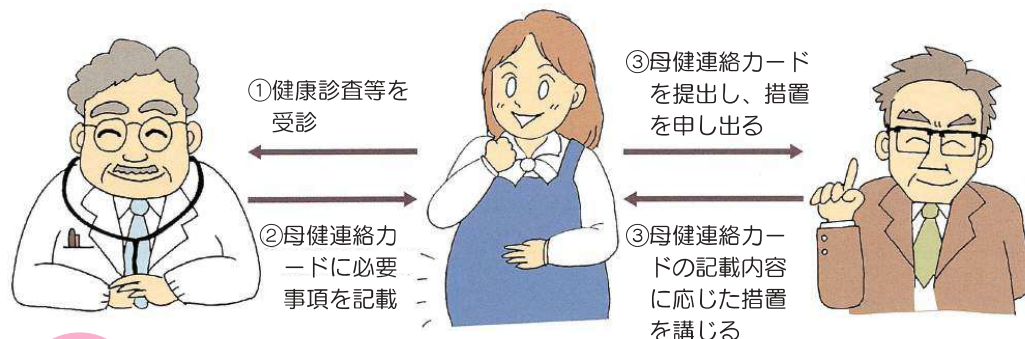
「母性健康管理指導事項連絡カード（母健連絡カード）」は主治医等の指導事項を事業主への確に伝えるためのカードです。

事業主は記載内容に応じ、勤務時間の短縮、通勤緩和、休憩に関する措置などを講じなければなりません。（男女雇用機会均等法第13条） ※妊娠中だけでなく産後（1年）も使用可能です。

医師等

妊娠中又は出産後の働く女性

事業主



母子健康手帳に記載されている様式をコピーして使用することも出来ます。

POINT

仕事と出産・育児の両立のために母健連絡カードを活用しよう！